

食品表示に関する一元的な 法体系のあり方について

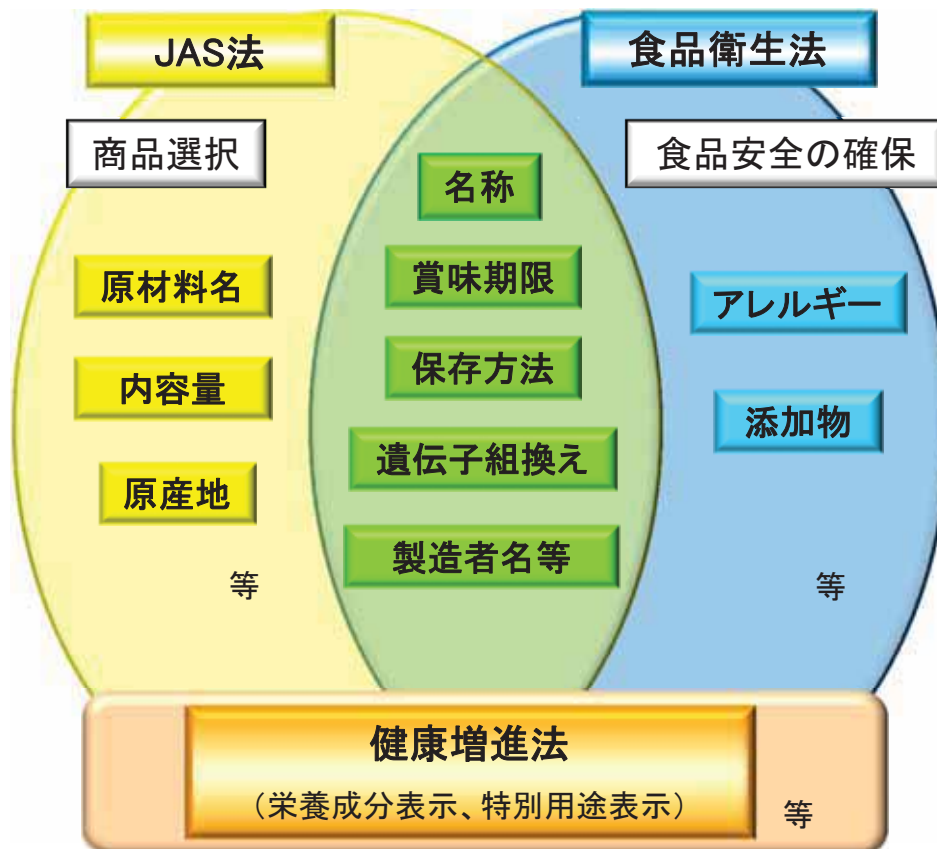
平成23年5月20日
消費者庁食品表示課

食品表示に関する制度

食品表示に関し、消費者庁(食品表示課)が担当する法律には、次のようなものがある。

- 食品衛生法…………… 飲食に起因する衛生上の危害発生を防止すること
- JAS法…………… 原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資すること
- 健康増進法…………… 栄養の改善その他の国民の健康の増進を図ること

JAS法、食品衛生法及び健康増進法の関係



実際の表示例

名 称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油脂、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内 容 量	81g 賞味期限 この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販 売 者	39

※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分 1袋(81g)当たり		(当社分析値)	
エネルギー	483 kcal	炭水化物	37.6 g
たんぱく質	3.8 g	ナトリウム	330 mg
脂 質	35.3 g	食塩相当量	0.8 g

※栄養成分表示は任意

※このほか、景品表示法(虚偽、誇大な表示の禁止)、不正競争防止法(不正な競争の防止)、計量法(適正な計量の実施を確保)なども食品表示に関係します。

食品表示に関する一元的な法体系のあり方の検討

- 食品表示に関し、消費者の選択の機会を確保するため、食品表示に関する一元的な法体系のあり方について検討し、必要な措置を講じていくこととしている。
- 消費者庁に「食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチーム」を設置。(平成22年4月22日)
 - ①食品表示に関する諸外国の制度や国際ルールについての情報収集
 - ②有識者や関係団体からのヒアリング
 - ③執行現場における実態の把握
 等を行いつつ、検討を進めているところ。

食品表示に関する一元的な法律の制定に向けた消費者の意向等分析事業 (平成23年度予算概算決定(新規))【40百万円】

- 新たな食品制度の導入に伴う食品事業者のコスト分析
- 消費者ニーズを踏まえた表示事項、表示方法の検討
- 国際規格(Codex)や諸外国(EU、米国)における食品表示制度の調査

消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定)

具体的施策	担当省庁	実施時期
食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点を把握し、検討します。	消費者庁	平成22年度から検討を開始し、平成23年度以降、検討結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

食品表示に関する一元的な法律の制定のイメージ

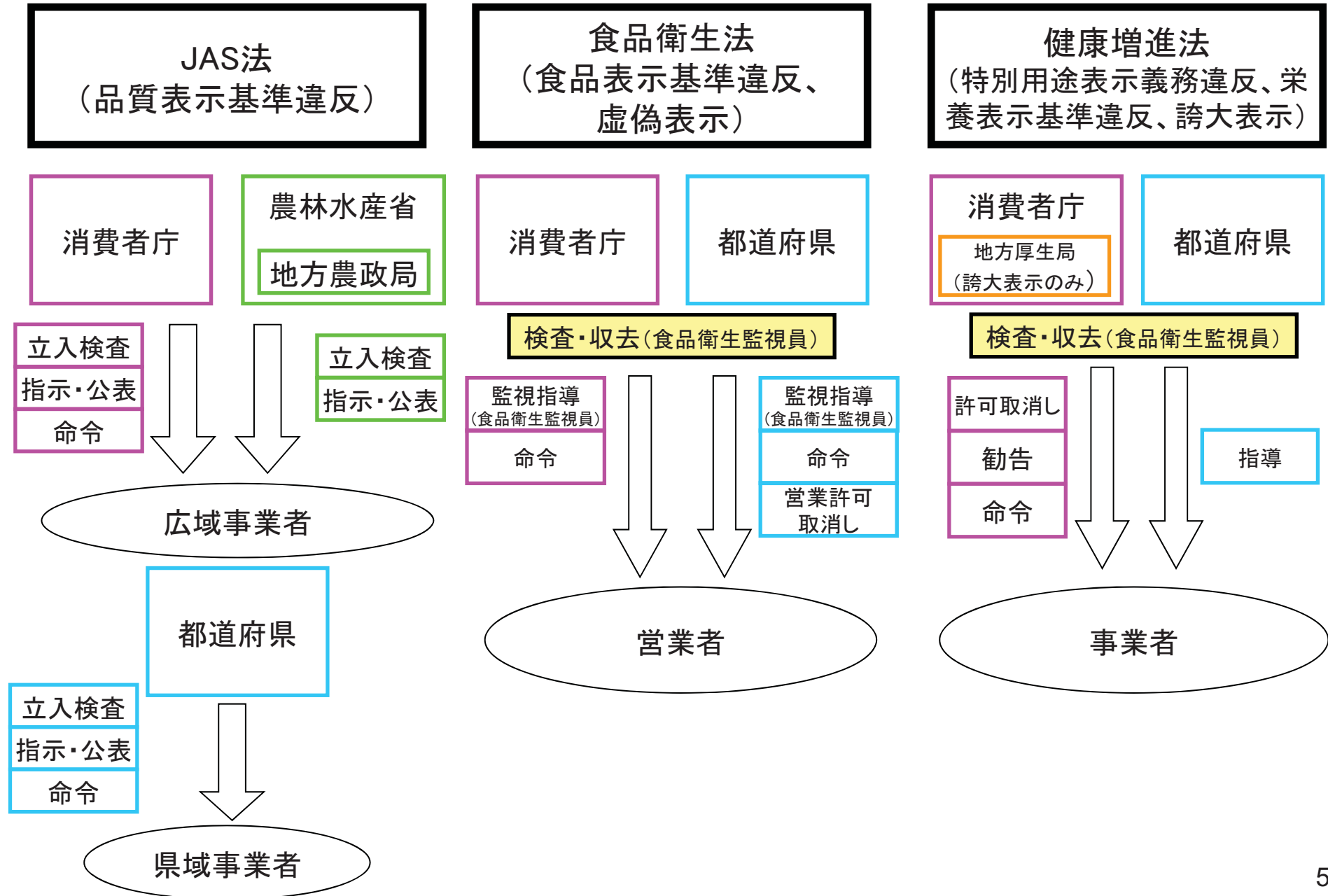


必要に応じて、●栄養表示制度 ●遺伝子組換え食品表示 など 一元的な法律に盛り込む

「消費者基本計画」における工程表の明確化について

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	消費者委員会からいただいた意見
69 (*5)	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点を把握し、検討します。	消費者庁	平成22年度から検討を開始し、平成23年度以降、検討結果を踏まえ、必要な措置を講じます。	①統一した解釈・運用の推進 ②現行制度の課題把握 ③効果的な執行体制の在り方 ④一元的な法体系の在り方を議論		一元的な法体系の制定	確実な執行		○国際ルールにのっとり、かつ、消費者にとってわかりやすい法体系にしてほしい。 ○関係省庁と十分な連携をとって、検討を進めてほしい。 ○制度の「基本的な考え方」は消費者庁で作成すべき。
70	加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。	消費者庁	継続的に実施します。	・情報の収集・分析	品表改正案を検討	引き続き着実に拡大			
71	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成23年7月に施行される原料米の産地情報の伝達制度の定着を図ります。	消費者庁 農林水産省	継続的に実施します。(平成23年7月施行)	・制度の周知徹底 ・執行体制の確立	効果的な執行体制を議論し、整理を行う			効果的な執行を着実に推進	
73	トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。	消費者庁	引き続き検討します。	トランス脂肪酸を含め 栄養成分の表示の在り方を検討		必要に応じて、 一元的な法律に盛り込む			
74	食品の期限表示の更なる周知徹底を図るとともに、設定根拠の明確化などの制度改善等について検討を行います。	消費者庁	直ちに検討に着手します。	意見募集の結果を踏まえ、運用改善を実施					
75	遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示の在り方について、国際的な対応状況等を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。	消費者庁	引き続き検討します。	諸外国の制度や我が国の流通実態等を調査	表示の在り方を検討	必要に応じて、 一元的な法律に盛り込む			
76	「健康食品の表示に関する検討会」において、①特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度の在り方、②健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行の在り方等について論点整理を行い、消費者委員会へ報告し、その意見を踏まえ、所要の措置を講じます。	消費者庁	平成22年夏を目途に論点整理を消費者委員会へ報告します。	検討会における 論点を整理する (H22.8.27公表済み)	論点整理において、 ・消費者庁において早急に取り組むべき課題とされたものについては、消費者庁が対応するとともに、 ・消費者委員会において更なる議論が必要とされたものについては、消費者委員会へ報告				
79	食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。	消費者庁 警察庁 農林水産省	継続的に実施します。		効果的な執行体制を議論し、整理を行う			効果的な執行を着実に実施	

食品表示制度の執行体制



食品表示監視協議会の連携促進について

食品表示連絡会議(国レベル)

地方段階での「食品表示監視協議会」設置等の対応が円滑に実施されるよう設置。

消費者庁

警察庁

農林水産省

(オブザーバー)
厚生労働省

第5回 食品表示連絡会議 (平成22年5月25日)

消費生活センターをはじめとする地域の人材育成を図るため、研修を充実強化していくこと等を内容とする食品表示監視協議会の強化に向けた今後の取組方針を確認。

「健康食品の表示に関する検討会」 論点整理(平成22年8月27日公表)

「地方レベルでも健康増進法と景品表示法の連携を深められるよう、地方厚生局、都道府県の健康増進担当部局及び景品表示担当部局、保健所等の連携を促進すべき」との報告があったところ。

円滑な実施
のための
サポート等

消費者庁より都道府県あて通知を发出(平成21年10月19日)

多くの都道府県で、消費生活センターの参画がみられた。

景品表示法担当部局

食品衛生法担当部局

JAS法担当部局

警察本部

地方農政事務所
地方厚生局
等

関係する都道府県の機関

国の出先機関

消費生活センター等

不適正な食品表示に対する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとる。

食品表示監視協議会(地方レベル)